

令和7年7月1日

報道関係各位

公益社団法人日本下水道協会

公益社団法人日本下水道協会とクリアウォーターOSAKA株式会社との 連携協定の締結について

当協会では下水道事業者の DX 推進に向け、クリアウォーターOSAKA 株式会社と連携協定締結式を開催しました。

開催日： 令和7年7月1日(火)10:30~11:00 (受付 10:15~)

場所：クリアウォーターOSAKA 株式会社 6階大会議室
(大阪府中央区本町 1-7-7 WAKITA 堺筋本町ビル6階)
<https://www.clearwater-osaka.jp/access/>

発表内容： 日本下水道協会とクリアウォーターOSAKA による連携協定について

説明者：クリアウォーターOSAKA 株式会社 代表取締役 城居 宏
公益社団法人日本下水道協会理事長 岡久 宏史



◆協定書

別紙のとおり

◆クリアウォーターOSAKA 株式会社について

2016 年に大阪市における経営形態の見直しにより市 100%出資の外郭団体として誕生。130 年の歴史を有する大阪市下水道事業のノウハウを活かし、大阪市内一円の下水道施設の包括的な維持管理運営に加え、国内・海外など市域を超えて事業を展開している。

◆公益社団法人日本下水道協会について

1964 年設立。下水道事業を実施している地方公共団体や関係企業など 2,871 社・団体が会員となっている。下水道事業を促進し、さらに進化・成熟化させることにより、持続可能な社会構築に貢献することを目的として、会員の事業支援、官民連携の推進等に関する事業を実施している。

お問い合わせ先：公益社団法人 日本下水道協会 情報課

TEL03-6206-9968 (9:00~17:00) E-mail:suisuipf@ngsk.or.jp



日本下水道協会とクリアウォーターOSAKA との
DX の推進に関する連携協定書

持続可能な下水道を実現するためには、デジタル技術を活用し、不足する人材を補いつつ、現場の生産性を向上させるとともに、業務や働き方を変革する DX の推進が必要である。特に、適切なインフラメンテナンスには、下水道台帳と関連付けられた維持管理情報のデジタル化が不可欠である。しかし、中小の地方公共団体を中心に台帳のデジタル化を推進する体制の構築が困難となってくるなど、重点的な支援が必要な状況である。

このため、公益社団法人日本下水道協会（以下「甲」という。）とクリアウォーターOSAKA 株式会社（以下「乙」という。）は DX 推進に向け、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、下水道の DX を推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）地方公共団体の D X 推進に関する支援。
- （2）（1）の支援に関する情報交換。
- （3）D X 推進に関するセミナー等の開催。

（実施体制の構築等）

第3条 甲及び乙は、前条の取組を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて、連絡調整、検討を実施するための体制の構築等を行う。

（実施の条件）

第4条 本協定に基づき取組を実施するに当たり、甲及び乙は、関係法令を遵守した上で、各々、合理的かつ相当と判断する範囲において実施する。

2 本協定は、第2条で掲げる分野において、甲及び乙それぞれが本協定とは別に行う取組を妨げるものではない。

（経費負担）

第5条 本協定に基づき実施する取組に係る経費については、当該取組を実施する者がこれを負担する。ただし、甲及び乙で協議の上、経費を共同で負担することができるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適正に取り扱うものとし、相手方の承諾を得ずに他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から 3 年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲又は乙のいずれかから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は 1 年間更新され、以後も同様とする。

（協定の変更）

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（協定の解除）

第9条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定の日の 1 か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 / 日

東京都千代田区内神田二丁目 10 番 12 号

（甲）公益社団法人日本下水道協会

理事長

岡久 宏史

大阪府中央区本町一丁目 7 番 7 号

（乙）クリアウォーターOSAKA 株式会社

代表取締役

城居 宏

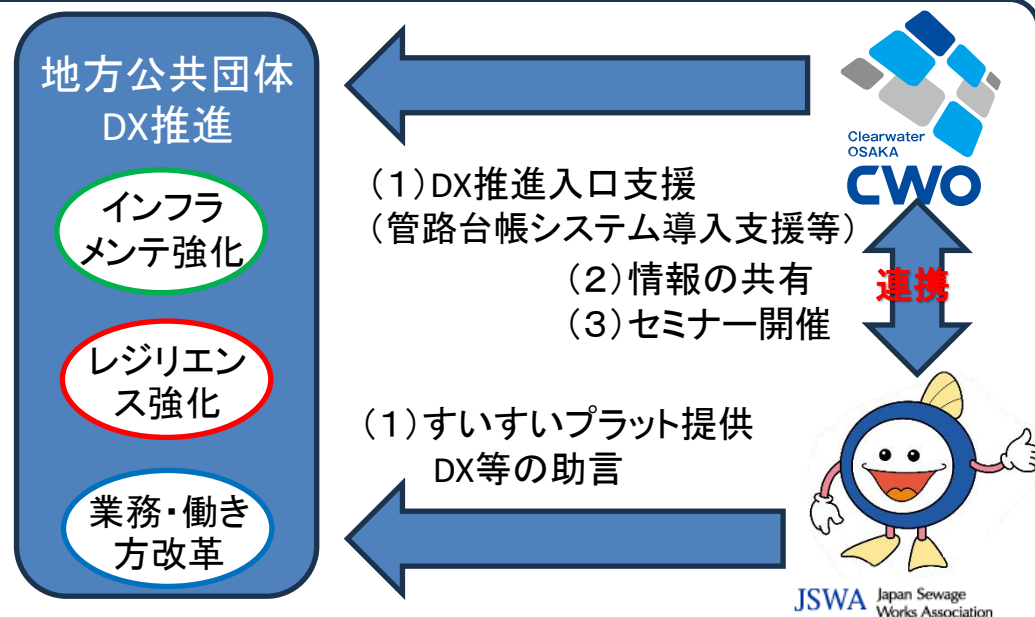
日本下水道協会とクリアウォーターOSAKAとのDXの推進に関する連携協定

(背景)

- 持続可能な下水道を実現するためには、デジタル技術を活用し、不足する人材を補いつつ、現場の生産性を向上させるとともに、業務や働き方を変革するDXの推進が必要。特に、適切なインフラメンテナンスや災害時の適切な対応には、下水道台帳のデジタル化が不可欠。しかし、中小の地方公共団体を中心に台帳のデジタル化を推進する体制の構築が困難になってくるなど、重点的な支援が必要な状況。
- 現在、日本下水道協会(JSWA)はすいすいプラットの提供をしているが、一層の利用促進が必要。中小自治体はDXを進めることは容易ではないことから、クリアウォーターOSAKA(CWO)がハンズオンでDX推進入口支援業務を開始する予定。
- 相互の強みを活かし、上記取組を効果的に進めるため、JSWAとCWOは連携協定を締結。

(連携して実施する取組)

- (1) **地方公共団体のDX推進に関する支援。**
- (2) (1)の支援に関する**情報交換**。
- (3) **DX推進に関するセミナー等の開催**に関すること。



きめ細やかな支援を通じ、地方公共団体のDXを推進・持続可能な下水道の実現に貢献